



平成 20 年 1 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 ネットマークス
代表者名 代表取締役社長 大橋 純
(コード番号：3713 東証第二部)
問合せ先 マーケットコミュニケーション部長 三谷一志
(TEL：03 - 3423 - 3291)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 26 日付で東京地方裁判所（訴状送達日：平成 20 年 1 月 9 日）において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 商号 ニスコム株式会社（以下、ニスコム社という）
- (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 15 番 21 号
- (3) 代表取締役社長 尾上 卓太郎

2. 訴訟の内容

- (1) 被告 当社
- (2) 請求内容 請求金額：42 百万円及び遅延損害金
ニスコム社を受注者、当社を発注者とする請負契約に基づく
請負代金を請求しているものです。

3. 訴訟が提起されるに至った経緯

本件は、平成 19 年 2 月 5 日付「株式会社デジタルデザインの「訴訟の提起に関するお知らせ」に関する当社の見解について」及び同年 2 月 8 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」並びに同年 2 月 15 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました当社と株式会社デジタルデザイン（以下、DD 社という）との間で係争中の案件同様、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下、日本 IBM 社という）担当者による手配・調整のもと、平成 18 年 4 月に関係先との合意により当社が国保連合会システムに係る取引（以下、本案件という）に参加することとし、最終需要者の存在する正規の取引であるとの認識のもと、ニスコム社との間で 1 件の仕入取引を行うことに合意したものであります。

当該取引における販売経路はニスコム社⇒当社⇒DD 社であります。当社からニスコム社への支払につきましては、当社の販売先である DD 社からの当社に対する入金条件となっていると認識していること等から、現在に至るまでニスコム社への支払を行っておらず、ニスコム社との間で当該支払について協議してまいりましたが、当該協議は成立せず、ニスコム社から提訴されるに至ったものです。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、本案件は日本 IBM 社担当者の主導による取引であり、当社がニスコム社に対して責任を負う理由はないと考えており、ニスコム社からの請求については争う予定です。

この訴訟が当社の業績に与える影響を予測することは現時点では困難です。

今後も、事態の進展に応じて必要な事項をお知らせいたします。

以 上